

学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して 必要な細目を定める省令の一部を改正する省令案について

1. 改正の趣旨

学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）が成立し（5月31日公布）、平成31年4月1日より、専門職大学及び専門職短期大学が制度化されること等とされた。

これを受け、専門職大学、専門職短期大学に係る認証評価に関する規定及び専門職大学、専門職短期大学、専門職大学院が受ける分野別認証評価の内容、評価方法等について、所要の規定の整備を行う。

2. 改正内容

一. 認証評価機関の認証を行うに当たっての基準の適用に関する規定の整備

文部科学大臣が認証評価機関を認証する際の基準の適用について、専門職大学等に係る大学評価基準は、それぞれ専門職大学設置基準、専門職短期大学設置基準に適合していることが必要である旨を定めること。

二. 専門職大学等及び専門職大学院の分野別認証評価の認証を行うに当たっての基準に関する規定の整備

(1) 大学評価基準に定めるべき事項についての規定の充実

大学評価基準に定めるべき事項として、教育課程連携協議会に関すること及び学修成果に関すること（進路に関することを含む。）を追記すること。

(2) 評価における関係者の参画

評価方法について、高等学校、地方公共団体等の関係者からの意見聴取に加え、関連職業団体関係者等の意見聴取が含まれていることを規定すること。

(3) 大学評価基準の設定・変更に当たっての意見聴取

大学評価基準の設定又は変更に当たっては、関連職業団体関係者等の意見聴取を行うことを規定すること。

3. 施行期日

この改正は、平成31年4月1日から施行するものとする。